

※※ 第 号	
※ 経 由 市 町 村 名 菊陽町	※ 市 町 村 平成 年 月 日 受 付 年 月 日
※ 市 町 村 平成 年 月 日 提 出 菊陽子第 号	※ 市 町 村 平成 年 月 日 再 提 出 第 号
児童扶養手当 資格喪失届 受給者死亡届 (未支払手当請求書)	
(フリガナ) 受 給 者 氏 名	旧法証書記号番号 第 号 新法証書番号 第 号
受 給 者 住 所 〒	TEL ()
資格がなくなった理由 非該当事由 裏面から該当するものを選んで、その番号を○で囲んでください。	01, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 31, 32, 33
資格喪失の理由が発生した日 (非該当年月日)	平成 年 月 日
※ 未支払手当請求の人だけ記入してください。	
請求者である 児 童 氏 名	児 童 住 所 〒
届 出 人 氏 名 (受給者との続柄)	届 出 人 住 所 〒
支 払 郵 便 局 通 帳 記 号 番 号	支 払 金 融 機 関 名 称 口座番号
この欄は、請求者である児童にかわって未支払の手当を受けとる人があるときに、その人の氏名、住所及び児童との続柄を記入して押印してください。	
上記のとおり届け出 (請求) します。 平成 年 月 日 氏 名 _____ (印) 熊本県知事 蒲島 郁夫 様	
※ 確 認 書 類 (添付)	1 住民票 (除票) (年 月 日 同居・同居なし) 確認 2 戸 籍 (附票) (年 月 日 婚姻・未婚) 確認 3 年金証書の写し 4 措置決定通知書の写し 5 児童扶養手当証書 6 その他事実が明らかになる書類 () 市 町 村 担 当 者 (印)
※※ 処理年月日	平成 年 月 日

◎※、※※の欄は記入する必要はありません

◎裏面の注意をよく読んで、字は楷書ではっきりと記入ください。記名押印に代えて署名することができます。

1 児童扶養手当の非該当事由は、次の中よりありてはまるものを選んでください

番号	非 該 当 事 由	番 号	非 該 当 事 由
0 1	手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。	3 1	児童が手当を受けている父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなった。
0 3	児童が手当を受けている母に監護されなくなった。	3 2	父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合において、児童が母と生計を同じくするようになった。
0 4	児童が手当を受けている母又は父以外の人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。	3 3	父の婚姻等により、児童が父の配偶者に養育されるようになった。
0 5	児童が死亡した。		
0 6	児童が日本国内に住所を有しなくなった。		
0 7	対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。		
0 8	対象児童が20歳に達した。		
0 9	対象児童が障害の状態に該当しなくなった。		
1 0	母の監護を受けている場合又は養育者の養育を受けている場合において、児童が父と生計を同じくするようになった。		
1 1	母の婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）等により、児童が母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に養育されるようになった。 ・次の15から22までのいずれにも該当しなくなった。（支給要件に該当しなくなったため）		
1 5	父母が婚姻を解消した児童		
1 6	父又は母が死亡した児童		
1 7	父又は母が法に定める程度の障害の状態にある児童		
1 8	父又は母の生死が明らかでない児童		
1 9	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童		
2 0	父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童		
2 1	母が婚姻によらないで懐胎した児童		
2 2	21に該当するかどうか明らかでない児童		
2 3	その他支給要件に該当しなくなった。		
2 4	受給者が死亡した。（この場合はそれを証明する書類が必要ですが。）		
2 5	時効により受給資格がなくなった。		

2 非該当事由が24の場合は、それを証明する書類（戸籍 死亡証明書等）を添付してください。

3 証書を必ず添付してください。